



高教政第63号
令和6年5月31日

高槻市学校教育審議会 会長 様

高槻市教育委員会

諮問書

高槻市附属機関設置条例(平成24年高槻市条例第36号)別表の規定により、下記の事項について審議を求めます。

記

1. 諮問事項

本市における義務教育学校の設置について

2. 諮問内容

本市ではこれまで、平成12年の教育改革懇話会の提言に基づく取組を進めるとともに、平成19年の2学期制の実施や平成28年の連携型小中一貫教育の全校実施など、様々な教育改革に取り組んでまいりました。

また、平成28年の小中一貫教育学校検討委員会では、小中一貫教育の効果をさらに高めるため、施設一体型小中一貫校を設置することが望ましいとの提言を受けました。

これまでの取組の成果をさらに高めるために、本市ではすべての学校を義務教育学校とすることを目指しています。

これらのことから、義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育活動を通じた児童・生徒の学力の向上や豊かな人間性の育成を目指し、本市の現状をふまえた義務教育学校の設置について、調査及び審議をお願いします。